

3、手当・年金をもらうには

特別障害者手当	
対象者	20歳以上で、著しく重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の方
要件	次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳2級(一部を除く)以上の障がい重複の方。 ②身体障害者手帳2級(一部を除く)以上の方で、IQ20以下もしくは常時介護が必要な精神障がいのある方。 ③身体障害者手帳2級(一部を除く)以上の方、又はIQ20以下もしくは常時介護が必要な精神障がいがあり、他に身体障害者手帳3級相当の障がいが2つ以上のある方。 ④身体障害者手帳2級(一部を除く)以上の方、又はIQ20以下もしくはこれと同程度の障がい又は病状があり、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方。
支給月額	対象となる方の状態により、以下の3つに区分されます。 A種 : 33,790円 B種 : 27,990円 C種 : 26,940円
支給月	5月、8月、11月、2月の年4回に分けて支払います。
その他	3ヶ月以上の入院や、施設入所等をしている場合や、一定の所得を超える場合は支給できません。
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・診断書 ・年金証書 ・年金の振込通知書 ・手当を振り込む金融機関の口座番号が分かるもの(通帳など) ・認印 ・個人番号がわかるもの
窓口	住民福祉課 76-0503

障害児福祉手当	
対象者	20歳未満で日常生活において常時介護を要する在宅の障がい児
要件	次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級(2級の一部を含む)の方 ②IQ20以下の方 ③上記と同程度の障がいまたは病状で、常時介護が必要な方
支給月額	対象となる方の状態により、以下の3つに区分されます。 A種 : 21,550円 B種 : 15,800円 C種 : 14,650円
支給月	5月、8月、11月、2月の年4回に分けて支払います。
その他	施設入所をしている場合や、一定の所得を超える場合は受給できません。
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・診断書 ・手当を振り込む金融機関の口座番号が分かるもの(通帳など) ・認印
窓口	住民福祉課 76-0503



3、手当・年金をもらうには

児童扶養手当	
対象者	配偶者が一定の障がいの状態にあり、かつ18歳未満の児童を監督・保護している方
支給月額	児童1人 42,500円 2人目 52,540円 3人目以降6,020円加算
支給月	4月、8月、12月の年3回に分けて支払います。
その他	児童が施設入所している場合や、一定の所得を超える場合、公的年金を受給している場合などは受給できません。
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・診断書 ・手当を振り込む金融機関の口座番号が分かるもの(通帳など) ・認印
窓口	住民福祉課 76-0503

愛知県在宅重度障害者手当	
対象者	①身体障害者手帳1級又は2級の方 ②IQ35以下の方 ③身体障害者手帳3級で、IQ50以下の方
支給月額	対象となる方の状態により、以下の2つに区分されます。 1種 : 15,500円 2種 : 6,750円
支給月	4月、8月、12月の年3回に分けて支払います。
その他	新たに障害者手帳を取得した65歳以上の方や、3ヶ月以上の入院、施設入所している場合、一定の所得を超える場合は、受給できません。
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・手当を振り込む金融機関の口座番号が分かるもの(通帳など) ・認印
窓口	住民福祉課 76-0503

東栄町心身障害者手当	
対象者	①身体障害者手帳1級又は2級の方 ②療育手帳A判定の方
支給月額	4,000円
支給月	3月、7月、11月の年3回に分けて支払います。
その他	施設入所している場合は、受給できません。
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・手当を振り込む金融機関の口座番号が分かるもの(通帳など) ・認印
窓口	住民福祉課 76-0503

※それぞれの手当の「障がいの状態」や「所得制限」は、それぞれの手当によって異なります。詳しくは、窓口へお問い合わせください。



3、手当・年金をもらうには

障害基礎年金	
対象者	<p>①国民年金に加入している期間中などに、障がい者となった方</p> <p>②20歳になる前に障がい者となった方</p> <p>③60歳以上～65歳未満の期間中に障がい者となった方</p> <p>①～③の方のうち、国民年金法における障害等級1・2級に該当する場合に支給対象となります。(※障害等級は、身体障害者手帳の障害等級とは異なります。)</p>
その他	<p>* 障害等級の他に、一定の保険料の納付があったかどうか等も、要件になります。</p> <p>* 支給金額については、障害等級及びひ子の加算額等により異なります。</p> <p>詳しいことは、窓口へお気軽にお問い合わせください。</p>
窓口	<p>住民福祉課：76-0503</p> <p>豊川年金事務所：0533-89-4044</p>

障害厚生年金	
対象者	<p>①厚生年金に加入している期間中などに、障がい者となった方</p> <p>厚生年金法における障害等級1～3級に該当する場合に支給対象となります。(※障害等級は、身体障害者手帳の障害等級とは異なります。)</p>
その他	<p>* 障害等級の他に、障害基礎年金の給付要件を満たしているか等も、要件になります。</p> <p>* 支給金額については、対象者の給与収入の状況などにより異なります。</p> <p>詳しいことは、窓口へお気軽にお問い合わせください。</p>
窓口	<p>住民福祉課：76-0503</p> <p>豊川年金事務所：0533-89-4044</p>

特別障害給付金

対象者	国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない方で、障害基礎年金の1・2級に該当する方
その他	*対象となるには、細かい要件があります。 *支給金額については、障害等級によって異なります。 詳しいことは、窓口へお気軽にお問い合わせください。
窓口	住民福祉課：76-0503 豊川年金事務所：0533-89-4044

